

# 産業構造審議会知的財産分科会

## 第10回不正競争防止小委員会議事録

○渡邊知的財産政策室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会の第10回会合を開催させていただきたいと存じます。

ご多忙の中、皆様、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、末吉委員、田村委員がご欠席となっております。また、宮島委員が1時間ほど遅れていらっしゃるということでご連絡をいただいております。

また、本日は、不正競争防止小委員会の委員に加えまして、限定提供データに関する指針案の素案の作成を行っていただきました不正競争防止に関するガイドライン素案策定WGから、浅井委員、竹市委員、西田委員にもご出席をいただいております。

また、オブザーバーといたしまして、内閣府知財事務局、そして警察庁からご出席をいただいております。

それでは、今後の議事進行は岡村委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○岡村委員長　皆様、おはようございます。

ホテルの部屋の乾燥でのどをやられまして、若干、お聞き苦しいところがあるかもしれません。あらかじめお断りしておきたいと存じます。

では、まずは事務局から、本日の資料について確認をお願いいたします。

では、まずは事務局から、本日の資料について確認をお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長　本日は、iPadでの資料に加えまして、限定提供データに関する指針案、加えまして、営業秘密管理指針の改定案につきましては紙媒体でご用意をいたしております。お手元の資料をご確認いただければと思います。

資料1といたしまして議事次第、資料2といたしまして委員名簿、資料3は紙のみでございまして限定提供データに関する指針（案）、資料4—1といたしまして営業秘密管理指針の改訂について、資料4—2も紙のみのご用意でございまして営業秘密管理指針（案）、資料5は営業秘密小委・不正競争小委等における指摘事項でございます。

参考資料1といたしまして今回の平成30年改正に関する検討の経緯に関する資料、参考資料2といたしまして限定提供データに関する指針（案）の概要、参考資料3といたしまして不正競争防止法の条文をお配りいたしております。

お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

○岡村委員長 不足などはございませんですね。ありがとうございます。

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影をされておられたプレスの方はご退席をお願いいたします。

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

初めに、事務局から、本日の議題についてご説明をお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長 それでは、資料1、議事次第をご参照いただければと思います。

本日は、大きく3点、ご審議をいただくことを予定いたしております。

1点目は限定提供データに関する指針（案）でございまして、ガイドライン策定WGで策定いただきました指針（案）についてご審議をいただく予定としております。2点目といたしまして営業秘密管理指針の改訂（案）につきましてご審議をいただいた後、3点目といたしましてその他の議題でございしますが、不正競争防止法に関して今後検討すべき課題などについてご意見をちょうだいできればと考えております。

限られた時間でのご審議となりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。

それでは、最初の議題であります限定提供データに関する指針案の審議に移りたいと思います。

本日は、不正競争防止に関するガイドライン素案策定WGの座長である田村委員がご欠席でございますので、まずは事務局より、参考資料1でこれまでの検討の経緯につきましてご説明いただきました後、資料3に基づきまして指針案の説明をお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長 ありがとうございます。

それでは、お手元に参考資料1をご用意いただきまして、不正競争防止法に関する検討の経緯ということで、これまでの経緯について簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭でございますが、平成29年7月～平成30年1月にかけて、不正競争防止

小委員会において検討を9回にわたり重ねていただきまして、その後、パブリックコメントを踏まえまして、本年平成30年1月19日に、小委員会として中間報告を策定、公表をいたしております。

その後、平成29年12月に、制度の詳細を実務的に明確化するためといたしまして、「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」を設置して議論を開始いたしました。

その後、皆様にご審議いただいた内容を踏まえて法案を策定いたしまして、第196回国会におきまして、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決、成立いたしております。その後、5月30日に法律が公布されております。

その後、関連で、平成30年11月1日に、営業秘密の使用に係る推定規定（不正競争防止法第5条の2）の関連の政令でございますけれども、この適用対象となる「技術上の秘密」に「情報の評価又は分析の方法」を追加する等の内容を盛り込んだ政令が施行しております。

その後、「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」につきまして12回の議論を重ねていただきまして、平成30年11月に、「限定提供データに関する指針案」をとりまとめいただきました。

その素案に関しまして、本日でございますが、第10回といたしまして、1月以来でございますけれども、不正競争防止小委員会を開催させていただき、審議をいただくことになっております。

また、今後の予定でございますが、平成30年11月29日に、不正競争防止法の平成30年改正の一部が施行を予定いたしております。「技術的制限手段」に係る事項につきましては、来週、11月29日に施行予定となっております。

続きまして、年を明けて来年、平成31年7月1日、不正競争防止法平成30年の改正法の全面施行を予定いたしております。「限定提供データ」に係る事項等についても施行を予定いたしております。

以上が、検討に係る経緯、また、今後の予定でございます。

続きまして、資料3、紙の資料をご参照いただければと思いますが、「限定提供データ」に関する指針案について、ご紹介させていただければと思います。

1ページめくっていただきまして、まず、目次で全体像をご紹介させていただきます。この指針案でございますが、「はじめに」ということで本指針の位置づけ、そして、「限定提供データ」に関する検討が行われた委員会等の紹介を行った上で、I. 総説でござい

ますが、不正競争防止法の位置づけについて紹介をさせていただいた上で、今回の平成30年改正の内容について概要を説明いたしております。

続きまして、実際のその中身に入っております。

Ⅱ．限定提供データについてということでありまして、保護の客体となる各要件につきまして解説をさせていただいた上で、その後、Ⅲ．以降でございますが、「不正競争」の対象となる行為について、また、不正取得類型について、著しい信義則違反類型について、転得類型についてということで、各行為類型について解説をいたしております。

それでは、1ページめくっていただきまして、1ページ、「はじめに」でございます。まず冒頭に、この本指針が策定をされた経緯についてお示しをしております。この不正競争防止小委員会におきまして、「各要件の考え方、該当する行為等の具体例を盛り込んだわかりやすいガイドラインを策定すべき」というご指摘をちょうだいしたことを踏まえ、策定されたものとしております。

また、中ほどですけれども、この指針に関してでございますが、当然ながら、不正競争防止法に関する個別事案の解決というのは、最終的には裁判所において、個別の具体的状況に応じて総合的に判断されるものと書かせていただいた上で、なお、本指針自体につきましても、改正法の施行後の運用をみつつ、適時適切に見直しを行っていくこととしているという点を書かせていただいております。

ページをめくっていただきまして、4ページ、Ⅰ．総説でございます。

1．として不正競争防止法の位置づけについて解説をさせていただいた上で、2．におきまして平成30年改正の内容について簡単に概要を紹介しております。今回の改正でございますが、皆様ご案内のとおりではありますけれども、IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景にしておりまして、こうした中で、データというものが企業の競争力の源泉としての価値を増しているであろうという認識に基づいております。

このため、データを安心して提供するためということで、その環境整備を図ったものとなっております。したがって、商品として広く提供されるデータですとか、あるいは、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に置きまして、不正競争防止法上、新たに法第2条第7項で限定提供データを定義づけまして、それに係る不正取得、使用、開示行為等を不正競争とし位置づけたものがございます。

なお、全般にわたって利用者側にも配慮した制度としておりまして、限定提供データに係る不正競争に関して、利用者側の委縮効果も配慮して適用除外とする行為もあわせて規定をいたしております。

また、まだ事例の蓄積も少ないということをごさいますて、事業者に対して過度の委縮効果を生じさせないよということでごさいますて、刑事罰の対象とはしてごさいますて。

また、最後の「なお」のところをごさいますて、限定提供データというのは営業秘密と同様に、技術上または営業上の情報をその保護対象としているわけでごさいますてけれども、しかしながら、5ページに進んでいただきまして、事業者等が取引を通じて第三者に提供することを前提としている限定提供データと、企業内で秘匿することを前提としている営業秘密ということでは、その保護の目的が異なることから、類似の文言が使われている場合であったとしても、その規定の趣旨に従った解釈がなされるべきであることに留意する必要があるよという点を注記いたしております。

また、さらに、本指針につきましては、営業秘密に関する規定の解釈には影響を与えるものではないよという点を確認的に注記いたしております。

続きまして、ページを進んでいただきまして、8ページでごさいます。Ⅱ. 限定提供データについてよということご、保護の客体になるデータについて解説を加えております。こちらにつきましては、第2条第7項に規定を置いておりまして、この法律においてよということごさいますて、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。」と法文上規定をしております。

まず、1点目の要件でごさいます。1. 「業として特定の者に提供する」という限定提供性でごさいますて、この本要件の趣旨でごさいますてけれども、一定の条件のもとで相手方を特定して提供されるデータというものを保護対象とするところにごさいます。

(1) 「業として」についてごさいますて、基本的には、反復継続的に提供している場合につきましては、本要件に該当するよとしております。

さらに、無償で提供する場合や個人が提供する場合であったとしても、反復継続的に行われている行為の一環と評価できるのであれば、「業として」の要件に該当し得るとごさいますていただいております。

1ページめくっていただきまして、9ページでごさいます。「特定の者に提供する」についてごさいますて、ここでいう「特定の者」とは、一定の条件のもとでデータ提供を

受ける者を指すとさせていただきます。特定されていれば、実際にデータ提供を受けている者の数の多寡に関係なく本要件を満たすとしております。

続きまして、2点目の要件でございますが、2. 相当蓄積性についてでございます。この相当蓄積性の要件の趣旨でございますけれども、有用性を有する程度に蓄積している電子データを保護対象とすることでございます。

したがって、(1) 「相当量」についてでございますが、基本的に、「相当量」につきましても、個々のデータの性質に応じて判断されることになるとしてございますけれども、社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有するものが該当するであろうということで記載をいたしております。

また、その判断に当たっては、このデータが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値ですとか、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されるものと考えられるとしております。

なお、相当量が蓄積されたデータの一部について価値が生じている場合には、相当蓄積性があるものと判断されるという点もあわせて記載をいたしております。また具体例とともにお示しをしております。

1 ページめくっていただきまして、10ページ、3点目の要件でございます。電磁的管理性についてということでございますけれども、この電磁的管理性要件の趣旨でございますが、基本的には、データ保有者がデータを提供する際に、限定された特定の者に対して提供するものとして管理する意思が外部に対して明確化されることによって、第三者の予見可能性ですとか経済活動の安定性を確保することでございます。

したがって、電磁的管理性がみとされるためにはということで、(1) 特定の者に対してのみ提供されるものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要があるとしております。

具体的には、対応する措置としては、アクセスを制限する技術が施されていることが必要であるとしてございまして、例えば、ID・パスワードですとか、ICカードですとか、生体情報といったものが用いられるということで例示をいたしております。また、専用回線による伝送も同様にアクセスを制限する技術に該当するものと考えられるということで解説を加えております。10ページ、11ページで、具体的なその例をお示ししております。

12ページに進んでいただきまして、4. 技術上又は営業上の情報についてでございます。法第2条第7項の保護の対象というのは、「技術上又は営業上の情報」と規定をいたしております。

こちらにつきましては、利活用されている情報が広く該当するであろうとさせていただいております。具体的には、「技術上の情報」としては、地図データですとか、機械の稼働データですとか、AI技術を利用したソフトウェアの開発用のデータセット（学習用データセット）ですとか、当該学習から得られる学習済みモデル等の情報が当たると。また、営業上の情報としては、消費動向データですとか、市場調査データ等の情報が上げられるとしております。

一方、違法な情報またはこれと同視し得る公序良俗に反する有害な情報についてはどうかという点でございますが、法文上、明示はされていないわけでありましてけれども、法の目的を踏まえれば、保護の対象となる技術上または営業上の情報には該当しないものと考えられると整理をいたしております。

続きまして、5. でございますが、「秘密として管理されているものを除く」という法文上の文言について解説をいたしております。

ご案内のとおり、「秘密として管理されている」という秘密管理性につきましては、営業秘密の一要件でございます。「営業秘密」は、皆様ご案内のとおりでございますが、事業者が秘密として管理する情報であるということでございますけれども、その一方、「限定提供データ」につきましては、一定の条件を満たす特定の外部者に提供することを目的とする情報でございます。本規定の趣旨でございますが、このような「営業秘密」と「限定提供データ」の違いに着目いたしまして、両者の重複を避けるためといたしまして、「営業秘密」を特徴づける秘密として管理されているものを「限定提供データ」から除外するところがございます。

(1) として秘密管理性について説明を加えておりますが、基本的に、秘密管理性の措置を担保する措置として、従業員との認識可能性が確保される必要があるということで、「営業秘密」の秘密管理性の解説がなされておりますけれども、具体的な措置としては、ID・パスワードといったものがかけられているということが想定されるわけでございますが、他方、「限定提供データ」につきましても、先ほど電磁的管理の要件についてご紹介しましたように、ID・パスワード等による電磁的管理ですとか、提供先に対する第三者開示禁止の義務を課す等の措置が行われる場合があり得るということでございます。

しかしながら、両者の措置が仮に似通っていたとしても、これらの措置が対価を確実に得ることを目的とするものにとどまり、その目的が満たされる限り、その目的が満たされる限り、だれにデータが知られてもよいという方針のもとで施されている場合には、これらの措置は、「秘密として管理されている」ものには該当しないと考えられるということで解説をさせていただいております。

1 ページめくっていただきまして、14ページでございます。6. 適用除外の対象となる「無償で公衆に利用可能となっている情報（オープンなデータ）と同一」の情報についてということでございます。

相手を限定せずは無償で広く提供されているデータ、以下、「オープンなデータ」と呼んでおりますが、これについてはだれでも使うことができるということでありまして、このようなデータと同一の「限定提供データ」を取得し、またはその取得したデータを使用し、もしくは開示するような行為については、今回、第19条において法第3条等の適用除外とさせていただいております。

ここにいう「無償で公衆に利用可能となっている情報」についてということで、15ページに解説を加えさせていただいておりますが、「無償」とは、データの提供を受けるに当たり、金銭の支払いが必要ない場合を想定しているということでございますけれども、何らかのデータの経済価値に対する反対給付が求められる場合には、「無償」には該当しないものと考えられるとしております。

また、「公衆に利用可能」という点でございますが、不特定かつ多数のものが当該データにアクセスできることを指すとしておりまして、例えば、だれでも自由にホームページ上に掲載されたデータにアクセスできる場合というのがこれに当たるであろうということで解説をさせていただいております。次のページにかけて表形式で例示をしておりまして、具体的には、16ページの網かけの部分がこの「無償で公衆に利用可能となっている情報」に当たるであろうという形で整理をさせていただいております。

以上が、「限定提供データ」に関する解説となっております。

続きまして、18ページ、Ⅲ. 「不正競争」の対象となる行為について（総論）を解説させていただきます。

基本的に、「限定提供データ」に係る行為につきましては、限定提供データ保有者と利用者の保護のバランスに配慮しながら、全体としてデータの流通や利活用が促進されるよう、限定提供データ保有者の利益を直接的に侵害する行為等の悪質性の高い行為を「不正



競争」として規定しております。これらの「不正競争」におきましては、それぞれの類型におきまして、「取得」、「使用」または「開示」という行為が規定されておりますので、各行為類型に入る前にここで、「取得」、「使用」、「開示」についてそれぞれ解説をさせていただきます。

19ページ、2. 「取得」についてでございます。「取得」とは、データを自己の管理下に置くことをいい、データを自己または第三者が手に入れる行為が該当するということで整理をさせていただきます。

また、3. 「使用」についてでございますが、「使用」とは、データを用いる行為であるが、具体例としては、データの作成、分析等に用いる行為が該当するものと考えられるとさせていただきます。

20ページ、4. 「開示」についてでございます。「開示」につきましては、データを第三者が知ることができる状態に置くことをいうとさせていただきます。この点、実際に第三者が知ることまでは必要がなく、必ずしも「開示」の相手方が「取得」に至っていることも必要ではないと考えられるとさせていただきます。

例えば、米印のところでございますが、だれでも閲覧可能なホームページにデータを掲載したような場合にも、「開示」に該当するものと考えられるとさせていただきます。

22ページ、IV. 不正取得類型についてでございます。ここにつきましては、冒頭に行爲図を掲載しておりますので、そちらをご参照いただければと思いますが、上の四角で囲んでおります「アクセス権」のない者Bに該当する類型でございます。すなわち、「限定提供データ」の保有者Aから、不正アクセス、詐欺等の不正な手段によってデータを「取得」、「使用」、「開示」するようなケースを想定してございまして、こちらの類型につきましては、「取得」、「使用」、「開示」のいずれも不正競争行為の対象といたしております。

22ページの下、1. でございますが、この場合、「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段」のうち、冒頭の「窃取」、「詐欺」、「強迫」につきましては、不正の手段の例示として挙げたものであるとさせていただきます。また、「その他の不正の手段」については、窃盗罪あるいは詐欺罪等の刑罰法規に該当するような行為のみならず、社会通念上、これと同等の違法性を有すると判断される公序良俗に反する手段を用いる場合も含まれると考えられるとしております。

不正取得類型の解説とともに、23ページでございますが、不正取得類型に該当しないと考えられる事例ということで、2. でございますけれども、あわせて記載をいたしております、例えばということで記載をしておりますが、他方においてその目的の正当性が認められている場合、例えば、著作権法上の権利制限規定の適用に当たって求められる目的を有している場合などが該当いたしますけれども、その正当性を考慮し、「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為」には該当しないと考えられると解説した上で、「その他の不正の手段」による「取得」に該当しないと考えられる具体例についてもあわせてお示しをしております。

25ページ、V. 著しい信義則違反類型についてということで解説を加えております。こちらにつきましては、また行為図をみていただきまして、下のアクセス権のある者Cに該当する類型でございまして、そもそも限定提供データ保有者Aからライセンス契約あるいは業務委託契約等によって当初は正当に取得をしたのだけれども、目的外使用禁止ですとか第三者提供禁止の条件付きの購入ですとか業務委託という、契約の範囲を超えてさらに図利加害目的をもって使用または開示するような行為というのは、著しく信義則に違反する悪質な行為であるといまして、今回、「不正競争」と位置づけたものでございます。

さらに、不正使用行為につきましては、自己の使用にとどまる場合でございますが、「その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る」という加重要件を付しております、横領背任に該当するようなケースに絞って「不正競争」の対象といたしております。

26ページでございますが、この点、図利加害目的について、限定提供データ保有者から当該データを示された者、すなわち正当取得者ですけれども、取得したデータを使用または開示する行為というものが「不正競争」となるためには、先ほどご紹介しましたように、図利加害目的が備わることが必要であるということになっております。

この図利加害目的でございますが、単なる契約違反を超えて「不正競争」に該当する場合を限定する主観的要件ということで整理をいたしております、この図利加害目的要件の該当性の判断に当たっては、当該使用または開示行為が限定提供データ保有者から許されていないことが当事者双方によって明らかであって、それを正当取得者が認識していることが前提となってまいります。

その上で、(1) 図利加害目的があると判断される場合について、表形式で整理をいたしております、(i) 契約の内容等から当該態様で使用してはならない義務、あるいは、

その契約の内容等から第三者開示禁止の義務が当事者にとって明らかであり、それを認識しているにもかかわらず、(ii)当該義務に反して、自己又は第三者の利益を得る目的又はデータ保有者に損害を与える目的をもって、取得したデータを使用又は開示する行為というのが図利加害目的がある状態であるということで整理をさせていただいております。

ただし、(iii)の場合には、図利加害目的は否定されると考えられるとしておりまして、27ページですが、(iii)として、正当な目的がある場合に関しては、図利加害目的は否定されると考えられるとしております。

続きまして、あわせて、(2)図利加害目的がないと判断される場合について解説を加えております。当然ながら、契約上、許される行為であると判断される場合には、図利加害目的はないと考えられますが、その上で、契約解釈に争いがあり、裁判等で最終的には契約違反に該当すると判断される場合であったとしても、図利加害目的がないと考えられる場合の例を以下に記載をいたしております。

①といたしまして、「義務の認識」に該当しないと考えられる類型といたしまして、目的外使用禁止ですとか第三者開示禁止の義務の存在が契約上明らかでない場合は図利加害目的があるとはいえないであろうということで、例示をいたしております。

例えば、契約解釈上、争いがある場合ですとか、28ページでございますが、契約終了後や契約更新の取り扱いについて契約解釈上の争いがある場合、あるいは、契約締結交渉中の行為の場合には、図利加害目的があるとはいえないであろうということを整理いたしております。

また、29ページでございますが、そもそも義務の認識を欠く場合につきましても、図利加害目的があるとまではいえないということで整理をしております。

また、29ページの下、②といたしまして、自己または第三者の利益を得る目的またはデータ保有者に損害を加える目的に該当しないと考えられる類型についても整理をいたしております。

(a)過失によって、うっかりということですがけれども、違反するような場合、それから、30ページですが、(b)限定提供データ保有者のために行う場合ですとか、(c)その他やむを得ないと考えられる場合といたしまして、限定提供データ保有者と連絡がとれないといったケースでございますが、そもそもデータ保有者側に帰責事由があると認められるような場合については、図利加害目的ではないと考えられるという形で整理をさせていただいております。

31ページでございますが、③「正当な目的がある場合」に該当すると考えられる類型についても整理をさせていただいております。すなわち、データの保護を目的に緊急的に行われるバックアップのような行為ですとか、あるいは、法令に基づく場合、犯罪の存否の確認ですとか、訴追に必要なものとして提出が求められるような場合に関しては、図利加害目的ではないと考えられるということで整理をいたしております。

続きまして、31ページの下、2. 「限定提供データの管理に係る任務に違反して行う」行為についてということで解説をさせていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、この著しい信義則違反類型に関しましては、正当取得者が取得したデータを使用するとどまる場合は、図利加害目的に加えて、限定提供データの管理に係る任務に違反して行うことも必要とされております。

本類型でございますが、32ページに進んでいただきまして、データの取得自体は正当に行われているということでございますので、データ流通を確保する観点ということで、かつ、取得者の事業活動への委縮効果が及ばないよう配慮する必要があるということで、単なる契約違反を超えて謙抑的に規定するというところでございまして、横領・背任に相当する悪質性の高い行為に限る趣旨ということで、本要件を規定しております。

(1)「限定提供データの管理に係る任務」があると判断される場合でございますが、この「管理に係る任務」があると判断されるためには、加重要件とされていることという趣旨を鑑みれば、単なるデータに関する契約にとどまらず、限定提供データ保有者のためにするという任務があると認められることが必要となるということで整理をさせていただいております。

具体的には、管理に係る任務があるという点でございますが、当事者間で保有者のためにするという委託信任関係がある場合を想定しておりまして、その有無は実態等を考慮して評価されるであろうということで整理をしております。

例えば、限定提供データ保有者のためにデータの加工を請け負う場合などは委託信任関係があるだろうと評価されると考えられますが、新商品開発などの目的でもっぱらデータ取得者のためにデータを購入した場合などは、委託信任関係がないと考えられるということで整理をいたしております。

続いて、33ページでございます。典型的な幾つかの契約につきまして、こういうケースに関しては管理に係る任務があるのではないかと、他方、こういうケースに関しては管理に係る任務がないのではないかと考え得る例について、表形式で整理をさせていただいております。

ります。

続きまして、最後の類型でございますが、35ページ、VI. 転得類型についてでございます。

1 ページめくっていただきまして、36ページでございますが、行為図をみていただければと思いますけれども、一番右側でございますが、アクセス権のない者B、アクセス権のある者C、それぞれから転得をした者を想定した類型となっております。

こちらにつきましては、基本的には、不正な経緯を知って取得した者、すなわち、上の取得時悪意の転得者に関しましては、取得使用・開示全てを不正競争行為の対象といたしております。

他方、不正な経緯を知らずに取得したケースでございますが、その場合には、下の取得時善意転得者ということで整理をいたしております、ごく限定的にでございますけれども、不正な経緯を事後的に知った場合、かつ、権原の範囲外の開示行為のみ不正競争の行為の対象としているところでございます。

37ページの冒頭でございますが、「営業秘密」に関しましては、「取得時悪意」という点に加えて、重大な過失によって不正取得等が介在したことを知らなかった場合も「不正競争」の対象としているところでございますけれども、「限定提供データ」につきましては、重過失については対象としてございません。したがって、「限定提供データ」について不正の経緯の有無の確認ですとか、注意義務、調査義務は転得者に課していないという点を注記いたしております。

37ページの下、②「悪意」についてでございます。「悪意」というのがどういう状態なのかということでございますが、一番下の行でございますけれども、「悪意」とあるというためには、(a)限定提供データ不正取得行為又は不正開示行為の存在の認識と、38ページに進みまして、(b)不正取得あるいは不正開示が行われたデータと転得したデータとが同一であることという、データの同一性の両者について認識が必要であるということ整理をさせていただいた上で、不正行為の介在の認識があると考えられる例、介在の認識がないと考えられる例、同一性の認識があると考えられる例、同一性の認識がないと考えられる例、それぞれ対比してお示しをしております。

39ページ、(3)「取得」についての考え方でございます。悪意と取得とのタイミングとの関係ですが、ここで改めて「取得」について解説をしておりますけれども、この転得類型に関しましては冒頭にご説明を申し上げたとおりでございますが、取得時に悪意であっ

たか否かによりまして不正競争行為の範囲が異なるということになりますので、この取得についてのタイミングが重要になるということで、改めてここで「取得」についての考え方を整理させていただいております。

基本的には、先ほどⅢ. で記載をしたとおりでございますが、「取得」につきましては、「データを自己の管理化に置くことをいい、実際にデータを自己又は第三者が手に入れる行為が該当する」とさせていただいております。

具体例でございますけれども、例えば、送付型のデータ取得でございますと、データ提供者との契約締結がございまして、その後、「悪意」に転じて、その後、さらに送信されたデータを受信したようなケースをどう考えるかでございますが、基本的には、データを実際に受信した時点を「取得」ということで整理をいたしておりますので、こちらにつきましては、「取得時悪意の転得類型」に該当するということで整理をすることになるかと思っております。

続きまして、40ページでございますが、2. 取得時善意の転得類型を紹介させていただいております。

冒頭に申し上げましたとおり、この「取得時善意の転得類型」に関しましては、基本的にデータを使用する事業活動への委縮効果を意識しながら、データの保有者と利用者の保護のバランスを考慮し、開示行為に限定して「不正競争」と位置づけているところであります。

最後のページ、41ページ、(2)でございますが、あわせて、適用除外についてということで、法第19条に定めを置いておりまして、限定提供データの不正行為の介在等に関して悪意に転じる前に契約等に基づき取得した権原の範囲内での開示行為については、不正競争とはしないということで適用除外を設けております。

この「権原の範囲内」でございますけれども、「限定適用データ」を取得した際の取引において定められた条件の範囲内ということで解説をいたしております。形式的に契約期間が終了するものの契約関係の継続が合理的に期待される契約のような場合につきましては、「権原の範囲内」であると考えられるということで整理をさせていただいております。

以上が、限定提供データに関する指針案の全体の概要でございます。

最後に、お手元のiPadの資料にお戻りいただきまして、参考資料2をご参照いただければと思いますが、こちらにつきましては、本日ご審議いただく資料ではございませんけれ

ども、参考としてご紹介をさせていただきますと、この「限定適用データに関する指針（案）」は非常に大部になりますので、初めてごらんになる方の導入編ということを考えてまして、こういう指針案の概要もあわせて作成をいたしております。

ざっとみていただければと思いますが、各行為類型ですとか、そもそもの「限定提供データ」についてという3要件ですとか、ポイントとなるところを解説をする形で構成しております。今後、施行までの間ということでございますけれども、実務の観点や、産業界の皆様にしかりと普及をしていくということが重要だと考えておりまして、こういう指針案の概要も導入編として適宜活用しながら、この指針案本体のほうをきちっとご説明をしていくことをやっていきたいと考えております。

以上、事務局からの説明となります。

○岡村委員長　　大変詳しいご説明、ありがとうございます。

冒頭にも出てまいりましたように、本小委員会の委員でもあります田村先生に座長になっていただいて、ガイドラインの素案策定WGを計12回開催いたしまして、本委員会の委員の先生方の多くも委員に就任していただく一方、他のこの小委員会の先生方にはオブザーバーとしても出席をしていただき、オブザーバーとして出席していただいた先生方も含めて、大変闊達な議論をしていただいた結果として、これだけ詳しく具体的なものができた次第でございます。親会の座長として、私からも深く感謝申し上げたいと思っております。

そこで、本指針案につきまして、事務局から事前に皆様方には送付させていただき、ご確認いただいておりますけれども、全体を通しましてご意見などございましたら、挙手をお願いしたいと存じます。いかがでございましょうか。

では、野口委員、お願いいたします。

○野口委員　　ありがとうございます。大変わかりやすく説明をしていただきまして、感謝を申し上げます。簡単に2点ほど申し上げたいと思います。

1点は、9ページでございます。「相当蓄積性」につきましては、蓄積をされていることが前提で、そこに加えて、ここに記載されている要素を考慮して可能性を考えるということで、私も賛成をしているのですが、一部について取り出された場合の記載について、もう少し明確化できないかと考えております。ここに「蓄積されることで生み出される」ということで、蓄積は前提であることは書いてあるかのようにも思えるのですが、その後、いろいろなことを勘案し、それにより価値が生じている場合は「相当蓄積性」が

あるという記載になっておりまして、今の記載では、全体のうち、取り出された一部も蓄積されていることは必要だということがはっきりわかりにくいといたしますか、最初に蓄積されることと書いてはあるのですが、その後、時間とか労力とか費用を勘案すると、一部について価値が生じていれば相当蓄積性があるということで、読み方によっては、その情報を1個取り出しただけでも相当蓄積性があると誤解される可能性がゼロではないと思います。例えば、「それにより当該一部について蓄積され、価値が生じている場合には」など、もう少し明確にさせていただけると、誤解がなくてよろしいのかなと思いました。

○岡村委員長　では、1点ずついきましょうか。

今の点、事務局はいかがでしょうか。

○渡邊知的財産政策室長　まさにおっしゃるとおりのご認識かと思しますので、そこにつきましては、ご指摘を踏まえて修正するような形で考えたいと思います。

○岡村委員長　では、もう1点のほうを。

○野口委員　もう1点もマイナーな点ですけれども、16ページのオープンデータの例示といたしまして、上から3つ目に株価情報というのが出ているのですが、株価情報もいろいろなものがありまして、中には、多分、サブスクリプションで限定提供データに当たるような価値のあるものもあつたりするので、このように広い記載ですと少し誤解があるかなと思ひまして、削除するなり、何か限定していただくなりがよろしいかなと思いました。

○岡村委員長　ありがとうございました。

2点目について、事務局、何かご意見はございますでしょうか。

○渡邊知的財産政策室長　もし誤解を生じさせるということでございましたら、ほかの皆様にご異論がなければ、「株価情報」という文言を例示から削除するという事も考えられるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○岡村委員長　そういう方向性で、特にご異論はございますか。

では、ご異論なしということで承ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、ほかに何かご意見はございますか。

○林委員　ありがとうございました。今回、座長初め皆様のご尽力によって、このようにわかりやすくコンパクトな形で指針が固まったことを感謝申し上げます。



特に、4～5ページにかけまして、新たな情報材としてのデータの扱いについて、世界の中で唯一、日本が営業秘密以外に「限定提供データ」という形で情報をカテゴライズして、差止め請求権を設定するという道をとるに当たって、5ページの冒頭に書かれておりますように、「営業秘密とでは、その保護の目的を異にすることから、類似の文言が使われている場合であっても、規定の趣旨に従った解釈がなされるべきであることに留意する必要がある」ということを明記していただき、さらに、その下に、「本指針は、営業秘密に関する規定の解釈には影響を与えるものではない」ということを明記していただいたことは、非常に大事な点であり、この点を留意して、今後、この指針の解釈をすべきであると思っております。

この観点で、13ページの書きぶりについて一つご提案申し上げたいと思います。この13ページは、8ページからの今回の改正法2条7項における限定提供データの定義条項における括弧書きの「秘密として管理されているものを除く」の解釈についての記載であると思えます。

その意味で、13ページの冒頭のところでその趣旨が、「本規定の趣旨は、このような『営業秘密』と『限定提供データ』の違いに着目し、両者の重複を避けるため、『営業秘密』を特徴づける『秘密として管理されているもの』を「限定提供データ」から除外することにある」と明記されている点も重要であると思えます。

以上の趣旨に鑑みますと、(1) 秘密管理性についての書きぶりの最後のところに、「したがって、そのような場合には、営業秘密の要件である『秘密として管理されている』ものには該当しないと考えられる」というところの書きぶりは、むしろ、次のように変えたほうが、ただいまご説明したような趣旨にはふさわしいのではないかと思います。

すなわち、「2条7項の『限定提供データ』の定義において、『秘密として管理されているものを除く』にいう『秘密として管理されているもの』には該当しないと考える」と。

そういうご趣旨だとは思いますが、5ページに書かれた「本指針は、営業秘密に関する規定の解釈には影響を与えるものではない」という記載が生きるためにも、こここのところを加筆していただければと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。今のご趣旨というのは非常にわかりやすいご説明だったと思います。そして、私個人としては賛成するものですが、事務局はいかがでしょう。

○渡邊知的財産政策室長 事務局としても、非常にわかりやすいご提案をいただいたということで、ほかの皆様がもしよろしければ、そういう形で修正をしたいと考えております。

○岡村委員長 ありがとうございます。

特にほかの委員の先生方は、ご異論はございませんか。

それでは、そのような形で書き改めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では、ほかの論点でも結構ですが。水越委員。

○水越委員 ありがとうございます。このように非常にわかりやすい文言にするために、何度も何度もご議論いただいたということを感謝申し上げたいと思います。

その上で、32～33ページの「限定提供データの管理に係る任務」があると判断される場合についてですが、最近、契約実務をみておりますと、データをだれが保有するかや、どのように利用するかについて、以前に比して議論されることを目にする機会が多くなってきたと実感として思います。

もっともこれは非常に初期の段階ですので、比較的協調してデータを使っていこうという動きもみられて、それは非常によいことで、そのようなプラクティスが続けていけばいいと思っているのですが、これが一旦広まって、むしろだれのものかというようなことが議論になってくる局面では、それは個別に決めるということになると思います。そこで、33ページの例が、データ保有者がだれだということを決めているのではないと、もし、そのような取り決めがあった場合には任務違背である、ということをもう少し明確にするために、例えば、32ページの四角囲みの中にいろいろ注意点が書いてあるのですけれども、最後のところに、「実際にだれがデータ保有者であるか、使用者であるか等は、具体的なビジネスモデルや当事者間の取り決めによって異なる」のような、例えば、フランチャイズでもいろいろな関係もあるでしょうし、機器なども保有者と利用者でいろいろな取り決めがあると思いますので、そういうことを一言、注意として記載していただくと親切ではないかと考えました。

以上です。

○岡村委員長 大変ありがとうございました。私も、今のご意見については、注か何かで書けないかなと思うところですが、事務局はいかがでしょうか。

○渡邊知的財産政策室長 まさに制度の走りをはじめでございまして、ご指摘いただいたような点を注記するというのはユーザーにとっても非常にわかりやすいと思いますので、

おっしゃっていただいた位置かどうかは検討させていただきたいと思いますが、趣旨に沿った注記を加えさせていただければと思っております。

○岡村委員長　今の点も、特にご異論はございませんでしょうか。

それでは、その方向性で注記を考えていくということで、よろしく願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。オブザーバーではありますが、今日はもともとのWGの委員の先生方も出ておられますので、何かご意見がございましたら、おっしゃっていただければと存じますが。

○杉村委員　このたびはこのような詳細なガイドラインを作成していただきまして、ありがとうございます。本日はご欠席でいらっしゃいますが、田村先生にはWGの座長として多くの例をご議論いただきまして、また、事務局の方々にも大変なご尽力をいただきまして、このような立派なガイドラインを作成していただき、我々実務家、そして中小企業等の産業界にとっても重要な指針として有用に活用させていただくことができます。感謝申し上げます。

先ほど室長様のほうからもご説明がございましたように、今回のガイドラインは最初のガイドラインということで、改正法の施行後の運用をみつつ適時適切に見直しを行っていくということでございますので、来年6月に改正不正競争防止法が施行になったのち、必要に応じて随時、具体例を追加していただきたいと思っております。

このガイドライン案につきましては弁理士会内でも検討いたしました。賛成を表明したいということでございます。

また、若干の書きぶり等については、ほかの委員の方からも、今、幾つかご指摘がございました。その点についても賛同をさせていただきたいと思えます。またご指摘があった若干の書きぶりの表現等の修正等につきましては、座長の岡村先生と事務局様にご一任申し上げたいと思っております。

今後のことでございますけれども、先ほど、参考資料2を示していただきましたが、今回のデータ利活用のガイドラインの概要を全国の中小企業、特に地方の中小企業の方々にも広く周知していただくことが非常に重要なことではないかと思っておりますので、ぜひ参考資料2を活用していただいて、広く全国に周知をしていただきたいと思っております。

このたびは、詳細なガイドラインを作成していただきまして、心から御礼を申し上げます。と思っております。

以上です。

○岡村委員長　　ご賛同の意見、ありがとうございました。

今、杉村委員から出ました今後の説明・広報につきまして、事務局から何かございましたらお願いします。

○渡邊知的財産政策室長　　ありがとうございます。これまでも法改正の概要につきまして、弁理士会さんもそうですし、日弁連さんもそうですし、いろいろお声がけをいただきましたところへ出向いて行って、ご説明を常にさせていただくようにはしておりますけれども、今回、本指針案ということでとりまとめてご審議いただいているものがございますので、さらに詳細な説明が可能になるかなと思っておりますので、そういう意味では、法律ができた後の二巡目のご説明の行脚を今後しっかりと行ってまいりたいと思っております。

○岡村委員長　　では、お待たせいたしました、大水委員。

○大水委員　　前回の営業秘密小委員会から数えますと、恐らく足かけ2年ぐらいでようやくこういった形でわかりやすいガイドラインも含めて法整備されたことについては、皆さんのご努力、ご尽力、本当にありがとうございます。

そういった意味では、まさしく杉村委員のおっしゃったところとかぶるのですが、今後のという形では、できればこの法律を使わなくても済むようなプラクティスを定着させていくことが重要であると。そういう意味では、予防治務的な観点でこれをさらに深めて、ガイドとしてできるような形にしていきたいと思えます。

個別の点につきましては、39ページでございますが、WGの中身は余りしゃべってはいけないとは思っておりますけれども、転得者の取得のタイミングがいつかというところはかなり議論させていただいたところでございまして、現行はこういう具体例という形でとりまとまっておりますが、ここで、「原則、『取得』は」というところが「3」とか「4」とかと、両方、「原則」ということがついていまして、じゃあ、原則でないところはどうかというところなのかというのを、今後の契約形態がどのように発展していくかによって、また深めていかなければいけないのではないかなと思っております。

冒頭に「継続して」というところがございましたが、そういうあたりを引き続き注視していただきつつ、産業界としてもできるだけ現状について緊密にインプットさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。原則賛成のご意見と承りまして、ありがとうございます。

ただ、本日、後で、議題3で今後の課題ということがまたございますので、そこでも必要に応じてご意見をいただきましたらと存じます。よろしくお願いいたします。

では、相澤先生、よろしくお願いいたします。

○相澤委員　ガイドラインがとりまとめにあたり、岡村委員長および田村WG座長のご尽力に、敬意を表します。

この改正の趣旨はビッグデータを含むデータの利活用を進めるということですので、この制度が利活用の妨げになったのでは、その趣旨にもとります。関係各位のご理解をいただいて、日本におけるビッグデータを含むデータの活用が進められることを期待します。

それから、今日の修正部分のところですが、23頁の「不正取得類型に該当しないと考えられる事例」のところ、「著作権法の権利制限規定の適用に当たって求められる目的を有している場合など」の後の括弧書きで、「（刑法、不正アクセス禁止法など他の法律に違反するような事情があれば格別、そうでない限りは）」とあります。取り扱いについては座長に一任申し上げますが、法の抵触関係をこう言い切っていていかどうかご留意いただきたいと思います。

○岡村委員長　大変重要なお指摘をありがとうございました。

改めて、事務局から何かありましたら。

○渡邊知的財産政策室長　まさにご指摘いただいた23ページの点でございますが、私どもも注意して書く必要があるであろうということで、文化庁さんほか関係省庁さんを含めてご確認をいただいた後の文章となっておりますので、その点は恐らく大丈夫かとは思いますが、重ねて確認をした上で、最終的に世の中に出してまいりたいと思っております。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、近藤委員。

○近藤委員　ありがとうございます。今回のガイドライン、本当にわかりやすくまとめていただいて、多くの議論を重ねられた先生方のご尽力のたまものと厚く御礼申し上げます。

私からはお願いなのですが、今、相澤先生がおっしゃられたことと同じなのですが、この法律自体は、データの利活用を促進するためにつくったものだけのことだけでは、周知活動の中でもしっかり伝達していただきたいなど。もともと、罰則をつくって

首を絞めるような法律ではないと。そういう趣旨でしっかり周知徹底していただければなと思います。よろしく申し上げます。

○岡村委員長　この点も肝に銘じて進めていただければと存じます。

では、時間の関係もありますので、長澤委員を最後にとということで、次の論点に移りたいと思います。

○長澤委員　私はWGに参加しておらず、オブザーバーで2回ほど参加しましたが、非常に活発な議論がなされていて、先ほど話の出た取得のタイミングについての議論などを聞かせていただいたのですけれども、非常にいい議論をしていただいて、感謝しております。

今後は、これをどう維持するかが非常に重要になってきます。来年の7月に本格的に施行されて、その後に実は気が付かなかった不具合が発見されたときに、だれがどういう基準で見直していくのかということです。

例えば、今回のWGのメンバーが1年後に集まる、定期的集まる、WGのメンバーを見直す等、いずれにしても知財政策室が絡んでほしいと思います。官公庁の通例でいくと担当が頻繁に変わるので、このような活動が途絶えてしまうということがないようお願いしたいと思います。

なぜかという、まだガイドラインに書ききれない点が多くあって、今回のガイドラインは、明らかに規制に引っ掛からないような事例や説明と、明らかに規制に引っ掛かるような事例や説明が書かれているのですが、その間のグレーな部分は書ききれないと思います。先ほどの株価情報等もそうですが、杉村委員が仰ったように、適宜改善され、付記されていくことになると思うのですが、電磁的管理性、相当量、限定提供性等は、事実が掴めるので、ビジネス環境の変化等に応じて適宜見直しをお願いしたいと思います。

また、その判断をどうするかというところが次のガイドラインのテーマで、事実がつかめるため割と書き加えやすいと思います。一方、心配しているのは、義務の認識とか不正行為の認識というような認識の有無を争う場合は、「いや、おれは知らなかった」という議論が成り立つものです。事実が掴める場合と事実が掴めない可能性がある場合を分けて考えると整理できるのかなと思っていました。

データ流通の活性化には私は大賛成で、それを阻害するような意見には反論していたのですが、「いや、おれはわからない、知らない」で通用してしまうと、限定提供データのルールが骨抜きになってしまうおそれがあることは、認識しておいたほうがいいと思いま

した。

WGをもう一回やるかどうかは別にしまして、継続的に議論できるようなロードマップのようなものを提案いただけたら、非常にありがたいと思います。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。本日の議題3にもかかわることでございますので、その点についてもよろしくご検討いただきたいと思います。

今、宮島委員がいらっしゃったところではございますけれども、主要な論点としては一通り出たと思いますので、いただきましたご意見につきましては事務局のほうで整理をして、新案に反映いただいて、準備が整い次第、パブリックコメントにかけていきたいと思いますが、ここからの修正作業につきましては、座長である私にご一任いただいて、その後、パブリックコメントにかける案につきましては、委員の皆様にご報告する形で進めさせていただこうと存じますけれども、ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、ご承認いただいたということで、次に、議題3の「営業秘密管理指針」の改訂案に関する討議に移りたいと思います。

まずは、資料の説明を事務局よりお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長　ありがとうございます。それでは、iPadのほうの資料でございますが、資料4-1をお手元にご用意いただければと思います。あわせて、紙で配付している資料でございますけれども、資料4-2もお手元にご用意をいただきまして、両者をあわせみていただく形でごらんいただければと思います。

まず、資料4-1でございますが、「営業秘密管理指針の改訂について」でございます。この営業秘密の管理指針でございますが、皆様ご案内のとおりかと思っておりますけれども、平成15年1月に策定をいたしておりまして、最終改訂が平成27年1月となっております。

こちらにつきまして、第四次産業革命の進展を背景としてということでございますが、この不正競争防止小委員会の前身になります産業構造審議会の営業秘密の保護・活用に関する小委員会において、営業秘密の3要件に該当するための管理のあり方について検討がなされておりまして、以下、四角で囲んでおります部分が中間とりまとめの抜粋でございますが、以下のとおり改訂の方向性が示されておりまして、これを踏まえまして、今回、営業秘密の保護・活用に向けて、営業秘密の管理の実態に即して営業秘密の管理指針を見直すということでございます。

この中間とりまとめの抜粋でございますけれども、大きく2点、指摘がございます。

1点目といたしましては、多様な情報管理形態に対応した秘密管理性確保のための措置ということでございます。すなわち、膨大なデータ量を効率的に収集・分析するためには、データ提供者あるいはその分析者といった複数者でデータを共有したり、あるいは、データを外部のクラウドで管理するということが想定されるわけでございますが、これらのデータについて営業秘密として法的保護を受けるためということで、漏えいを未然に防止するために有効な対策ですとか考え方を明確にすることが必要であるというご指摘をちょうだいいたしました。

2点目といたしまして、学習用データ等で活用するデータの有用性、非公知性の考え方といたしまして、AI学習用のデータセットを念頭に置いておりますが、異常を検知した際のデータを利用することが考えられるわけでありまして、このようなデータの有用性要件の該当性に関する考え方についても明確にするべきではないかという点。

また、学習用データセットには公知データというものを利用することも考えられるわけですが、一部、公知データが含まれているからといって、直ちに非公知性が失われるわけではないということから、この考え方を整理しておく必要があるという点のご指摘をちょうだいいたしました。

これらの点につきまして、営業秘密管理指針につきまして修正を加える形で今回ご提示をいたしております。

2ページ目ですが、主な改訂箇所一覧でございます。それぞれご紹介をしていきたいと思っております。

(1) 秘密管理性についてでございます。紙の資料4—2の8ページ目をご参照いただければと思いますが、その他の秘密管理措置に関する例示を記載している部分につきまして、従業員に対して就業規則ですとか秘密保持契約によって守秘義務を課すことも、秘密管理性を担保する有効な措置の一つであるということで考えられますことから、例示に追加をいたしております。

続きまして、11ページの中ほどでございますが、営業秘密を外部のクラウドで管理する場合でございますけれども、秘密として管理されていれば、外部のクラウドで管理されている場合であったとしても秘密管理性は失われないという点を追記いたしております。

続きまして、15ページの一番下でございますけれども、複数企業で共同研究開発を行うなど、自社の営業秘密を複数企業に開示するような場合、当該複数企業を当事者とする秘



密保持契約（NDA）を結ぶことが有効であるという点を追記いたしております。

(2) 有用性の要件ですが、16ページでございます。有用性が認められるネガティブインフォメーションの例にということで、16ページの一番下でございますけれども、AIプログラム開発で使用する製品の欠陥情報というものを追加いたしております。

それから、(3) 非公知性の要件について、3点、修正を加えております。

まず、18ページの一番下の(4)でございますが、公知情報の組み合わせに関する表現についてでございますけれども、「非公知性」の要件の説明の中で、「有用性」という文言が別の要件の文言が使われていたということでありまして、この要件の混同を避ける趣旨で表現を修正すべきではないかというご指摘もちょうだいしておりました。そのご指摘を踏まえまして、今回、「有用性」を「法的保護に値する価値」ということでいいかえております。

続きまして、18ページの(1)、「公然と知られていない」状態についてというところでございますが、裁判例等を踏まえまして、「入手可能な商品等から容易に推測・分析されない」情報というの(1)の本文上に追加をいたしまして、関係する裁判例といたしまして、リバースエンジニアリング等のケースでございますが、19ページの参考裁判例といたしまして、非公知性を肯定している裁判例とともに、非公知性を否定している裁判例をあわせて紹介をする形で追記をいたしております。

最後の点でございますが、19ページの一番下でございますけれども、公知情報を組み合わせたAI技術の開発、学習用のデータセットについて、その組み合わせの容易性ですとか、取得に要する時間、資金等のコスト等を考慮して、非公知性が判断されるという点を注釈に追記をいたしております。

以上が、今回、ご審議いただきます指針案の修正点になります。

事務局からは以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

1つ確認でございますけれども、今回の修正というのは、条文等々はまだ一部未施行状態ですので、来年7月の施行前の条文を前提に手直しをしたという理解でよろしいでしょうか。

○渡邊知的財産政策室長　はい、おっしゃるとおりでございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

それでは、これに関しましてご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

では、野口委員。

○野口委員　ありがとうございます。意見というよりもご質問ですけれども、8ページの「就業規則や秘密保持契約において守秘義務を課す」という点でございますが、このように従業員に対して秘密を守る必要があるということを義務づけているということが、考量要素の一つとしてカウントされること自体に異議を申し上げる趣旨ではないのですけれども、この位置づけがよくわからないため、ご質問させていただきます。

この全体の中で、秘密管理性を合理的な区分と秘密管理措置の2つに分けています。そして、合理的区分は、対象となる情報が営業秘密であることが分かるように区分されているのですか、というのがまず一つで、秘密管理措置のところは、そこに加えて、営業秘密になるものについて、「これは営業秘密ですよ」と表示するとか、そこに対してアクセスできる人を制限するとか、リストするとかというような話を書いている中に、この守秘義務も記載されちているのですが、守秘義務だけではだめといたしますか、営業秘密として表示されているものについて秘密として守ってくださいよとって初めて意味があるといえますか、ほかのものと異質なものが入っているような気が少ししております。

一般的に、秘密保持注義務だけを課しても、従業員としては、どこが営業秘密の対象なのかということがはっきりわかるような表示がされていなければ守りようもないわけで、そこをどのように表現すると読んでいる人がわかりやすいのか、という点を考えております。逆にいいますと、私が懸念をしているのは、就業規則に1行守秘義務条項を入れれば、媒体などに営業秘密である旨の表示をしなくても、これで秘密管理措置として完璧だという誤解を与えるとよくないのではないかなということです。

いいたいことがどこまで伝わっているかわからないのですが、その点をもう少し工夫をしていただければと思いました。

○岡村委員長　ありがとうございました。今、野口委員がおっしゃったことは、要は、客体への表示、つまり、明瞭区別の問題と義務を課すという問題とは別の問題なのではないかと。それが並列的に並んでいるから違和感があるのではないかと、こういう趣旨と理解してよろしいでしょうか。

○野口委員　そうですね。もしくは、就業規則に1行入れればそれで完璧だという誤解を与えないように、何らかしていただければという趣旨でございます。

○岡村委員長　事務局、何かご意見はありますでしょうか。

○渡邊知的財産政策室長　ご指摘いただいた点ですけれども、「就業規則や秘密保持契

約において守秘義務を課す」とシンプルな記載にしておりますが、当初、ここに関して、就業規則ですとか秘密保持契約において、ある種、営業秘密のリストも含めて契約をというような書きぶりにしていたのですが、その記載を加えてしまいますと、逆に、それをしなければいけないといったような、ややハードルの高さといいますか、これを守らないと秘密管理性が満たされないのかという懸念にもつながるといったご意見もございまして、今のようなシンプルな記載にとどめているわけですが、ご指摘を踏まえまして、何らかの工夫ができるものかどうか検討をしてみたいとは思いますが、ほかの委員の皆様からご意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○岡村委員長　この点に関しまして、どなたかご意見はございますか。

では、まず、水越委員。

○水越委員　少し広げてしまって恐縮ですが、この点にもかかわるので、クラウドにもちょっと入らせていただきたいと思います。

結論としては、秘密保持契約が有効に機能する場合があるのではないかと思います。それはどういう場合かと考えてみますと、電磁的な場合で、7ページの注のところですが、LAN上のフォルダなどでアクセス権の同一性に着目して、少数のものにアクセスを認める。その部署の非常に重要な情報に接している者について、そこにアクセスを認められた情報について秘密を守りますということであれば、会社としてやっていることが多くあると思います。排除してしまうとそういうものが使えなくなってしまうし、逆に、野口委員のおっしゃった就業規則といいますと全従業員ということで広過ぎるということもありますので、就業規則に基づいて秘密保持契約を結んで、その中に自分のアクセスできるような情報を守ると書くような、階層立てになっているケースが多いかと思っております、その辺を加味していただければと思っております。

また後で、クラウドの点は発言したいと思います。

○岡村委員長　お話を総合しますと、秘密保持契約、あるいは誓約書に関しましてはリストをつけることができるということで、明瞭な区分をつけることができるのに対して、確かに野口委員のご指摘のように、就業規則の中にリストを入れるというのもちょうと想定しにくいところではありますので、恐らくそこから細則をつけたりしてそれを明示していくとか、もう少しランク分けをした難しい構造になるのではなかろうかと思っております、この点は書きぶりを少し変えていくということで対応する必要があるかと思存しますが、

林先生、どうぞ。

○林委員　私は個人的には、野口先生のご懸念もよくわかるのですが、今のままの記載でも、それ以外にその下のポツのところに、「秘密管理措置の具体的な内容・程度は具体的な事情によって当然に異なる」とか、その下の丸の留意事項のところでは、「形骸化」しているかどうかというところでのみと書かれていますので、就業規則に書いていけばいいのだということには、このままの記載でもならないのかなと思います。

むしろ、この指針を改訂する前は指針で詳しく書いていたところを、改定後は「秘密情報の保護ハンドブック」のほうに書いておりますので、そちらで手当てされるのではないかと思います。ただ、事務局でさらにご検討いただくということであれば、ご検討いただくほうがよいのかもしれない。

○岡村委員長　ありがとうございます。

野口委員、今のご意見を受けて、何かございますか。

○野口委員　申し上げましたとおり、こういう守秘義務を課すこと自体に有効性があることに全く反対する趣旨ではないので、こういうことを総合的にみて判断するというようなニュアンスが出ていれば、それで十分なのかなと思いました。ありがとうございます。

○岡村委員長　では、大水委員、お願いします。

○大水委員　今の点、2つ考えたのですが、就業規則、秘密保持契約を頭にもっていったらどうなのかなというのも1つ考えたのですが、その後で、「要するに」というところで、「規範意識が生じる程度の」と受けられていますので、イメージ的には、この「規範意識」の前に「具体的な」というようなものを入れれば、秘密保持契約とか就業規則であってもそういうイメージが出るのかなとも思うのですが、そこまでいじってしまうとやり過ぎというお考えもあるでしょうから。

いずれにしても、トーンとしては、ここで「秘密保持契約」などを入れると、「要するに」とのつながりが難しいのかなと感じました。

○岡村委員長　ありがとうございました。

今の点について、ほかにはご意見はございませんか。

○相澤委員　ここは、総説、対象者、合理的区分、そして、その他という組み立てになっています。このつながりがわかりにくいところもあると思いますので、ここは座長と事務局に一任をして、ご指摘の点についてご配慮いただくということで、いかがでしょうか。

○岡村委員長　承知いたしました。ありがとうございます。では、そういう形でこちらに一任していただき検討させていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのような形で進めさせていただきます。

それでは、ほかの論点で、いかがでしょうか。

では、長澤委員。

○長澤委員 非常に細かい話で申しわけないのですが、15ページの下から2行目から今回加筆された部分がありまして、共同開発の際と同様に限定提供データを扱う場面があると思います。最近、スタートアップが多く、そのスタートアップが独立して経営が難しくなってきた場合、M&Aにより企業を買収することがあります。我々の会社も、キヤノングループの中に新しいグループ会社加わると、その後に1年ぐらいかけてポスト・マージャー・インデグレーションをやります。そのときには、共同開発ではないのですが、かなり秘密の情報が行き交います。

グループ会社なので、「何でNDAなんか結ぶのだ」という意見もあったのですが、「これは営業秘密として守らなければいけないから」という指示をした経緯もあって、この書きっぷりは「複数企業との共同研究開発」だけではないと思いました。

ですから、例えば、「実施する場合」の後に「など」がつくだけでも随分イメージが変わってきます。また、更に細かい話ですけれども、もし2社だとしたら「複数の企業に自社の営業秘密は開示しない」というのは、これは3社以上が前提になっているように読めちゃう書きぶりになっているので、例えば、「複数の企業に」と「他の企業に」と書きかえればいよいとも思います。その辺を修正いただければと思います。

最近のデータからは、スタートアップが買収される確率が6割を超えているということですので、自分たちで商売を継続せず、買収されて利益を出すというスタートアップも特に日本ではふえてきているので、よろしく願いいたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。

具体的に長澤委員がおっしゃっていただいたので、今のような手の加え方をすることで、事務局、いかがでしょうか。

○渡邊知的財産政策室長 まさにご指摘のとおりかと思しますので、ご指摘を踏まえて修正する方向で考えたいと思います。

○岡村委員長 では、委員の皆様方も、そういう形で文言修正を行うということで、特にご異論はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、ほかに。

水越先生、どうぞ。

○水越委員　ありがとうございます。11ページで、外部のクラウドを利用した場合について、「また」ということで、電子媒体の場合の中で追記いただいているのですが、そうすると、上の記録媒体の「マル秘表示の貼付」とか、CDケースなどは関係なくなってきます。逆に、クラウドの場合は、先ほど7ページで、社内LANの場合のアクセス権と同じように、使用者にとって見えないフォルダにはそもそもアクセスできないというような設定を細かく行うことが可能で、そういうアクセス権による制限が、先ほどの秘密保持契約との組み合わせで実態としては使われると思います。クラウドの場合に使われるものをご検討いただいて、例に挙げていただいた方がいいのではないかなと思いました。

以上です。

○岡村委員長　具体的には、例えば、11ページの「……失われるわけではない」の後に、例えばという形で、今おっしゃったような階層制限に基づくアクセス制限をかけるというような方法が具体例として考えられるのだと、こういう趣旨を文章としてつけ加えるという形でしょうか。

○水越委員　修正を少なくするとしますと、その場所になるかと思いますが、場所についてはお任せいたしたいと思います。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、今の具体例をつけ加えるということについて、特にご異論ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

では、そういう方向でいきたいと思います。

では、ほかの点で。

大水委員、お願いします。

○大水委員　18ページの修正されている「有用性」を書き換えたところですが、「法的保護に値する価値があり」というのは、「これは営業秘密にしますか、しませんか」というレベルの話であって、だから営業秘密たり得るというのは、論理がぐるぐる回っているような感じもします。

これはそもそも公知の情報を組み合わせたら非公知ですよという話なので、組み合わせるといったこと自体に、例えば、もとの情報とは別の価値があるとか、あるいは、用語を

例えばそのまま一般的には知られておらず、または容易に知ることができない状態になる  
といったことを表現すべきなのかなとは思いますが。

○岡村委員長　今の点、事務局、いかがでしょうか。

○渡邊知的財産政策室長　まさにご指摘のとおりかなと思しますので、文言の工夫も含めて、事務局のほうで引き取らせていただきまして、考えたいと思います。

○岡村委員長　例えば、「法的保護に値する」という文章をのけてしまうとか、そういうやり方もあり得ようかと思しますので、そういう方向で検討させていただきたいと存じます。

今の点の修正について、特にご意見はございますでしょうか。

では、そういう方向性で進めさせていただきたいと思えます。

では、野口委員。

○野口委員　今の大水委員のご指摘は私も賛成なのですが、単にここを「法的保護に値する価値」を落とすだけではなく……。

○岡村委員長　いえ、「価値」は置いておく。「法的保護に値する」というのを例えば除くということ。

○野口委員　なるほど。そうですね。それによって新たな価値が生まれたとか、何らか目安になるような基準が与えられたほうが、読むほうとしてはわかりやすいのかなと思えますので、そこについては大水委員のほうから幾つかご示唆もあったと思えますけれども、ガイドラインの趣旨に鑑みますと、そこをご検討いただけたらいいかなと思いました。

○岡村委員長　ありがとうございます。

次の論点もありますので、あとお一人ぐらい、何かありましたら。

では、ありがとうございます。

それでは、本日いただきましたご意見につきましては、事務局のほうで整理して指針の改訂案に反映いただいて、こちらの指針改訂案も準備が整い次第、パブリックコメントにかけさせていただきたいと存じます。

ここからの修正作業につきましても、座長である私にご一任いただいて、その後、パブリックコメントにかける案につきまして委員の皆様にご報告する形とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、ご了承いただきましたので、続きまして、その他の議論

に移りたいと思います。

「営業秘密小委・不正競争小委等における指摘事項」についての資料を配付いただいておりますので、まずは、当該資料の説明を事務局よりお願いいたします。

○渡邊知的財産政策室長　それでは、お手元のiPadの資料になりますけれども、資料5をお手元にご用意いただければと思います。

この資料5の趣旨でございますけれども、本日、この小委におきまして、限定提供データの指針案をご議論いただいたことによりまして、過去、営業秘密小委もさかのぼりますと、先ほど大水委員からもご指摘がございましたが、過去2年にわたって議論を重ねてきていただきました内容につきまして一旦の区切りということでございまして、この機会に、過去の議論を振り返りまして、将来の課題事項につきましてもしご示唆等がありましたらご指摘をいただければというのが、この資料5の趣旨でございます。

ピックアップしております項目は、基本的に営業秘密小委ですとか不正競争小委において、過去、ご指摘があった点でございます。

まず、1点目は、データの利活用の推進の関係でございます。本日ご議論いただきました限定提供データ関連の規律のあり方ということでございますが、米印に書いてございますけれども、国会の審議のほうで、「施行後三年を目途として」ということで、必要に応じ、所要の措置を講じることとされております。不正競争小委の中間とりまとめのほうでも、必要に応じ不断の見直しを行っていくという点を宿題とさせていただいておりますが、今後、来年の7月1日施行以降、運用しながら、走りながら、必要に応じて規律のあり方についても検討を進めていく必要があるかと考えております。

2点目でございますが、同じく附帯決議の宿題でございますけれども、今回、諸外国に先んじて新たな価値あるデータの保護という制度を創設したということでございますので、「諸外国との連携を通じた」と書いておりますけれども、制度調和といったところも意識しながら、日本の今回の法改正の内容、考え方を海外に発信していくことも重要であると考えております

3点目でございますが、将来的には、データの保有者が転々流出しているデータ、不正に流出されているデータに関して、同一性の立証をするというのが非常に難しいといったご議論もあったかと考えております。この点につきましては、トレーサビリティですとかブロックチェーンといったものが助けになるかどうかはわかりませんが、そういった技術の検証ですとか、活用可能な技術も含めて周知を行っていくということも必要になってく



るかと考えております。

いずれも、データの利活用、限定提供データ関連の規律に関しましては、来年7月1日を予定しております制度施行後の課題ということで、息の長い課題になってくるかと思えますけれども、改めて皆様との間で確認をさせていただきたいと思っております。

続きまして、営業秘密関係でございますが、こちらにつきましては、これまでの指摘事項につきましてはほぼ対応が済んでいると考えておりますけれども、1点目につきましては、第四次産業革命に対応した適切な営業秘密の保護のあり方ということでございます。

こちらにつきましては、先ほどご議論いただきました「営業秘密の管理指針」を第四次産業革命に対応したということで改訂をさせていただく予定にしております。

また、議論の中でも少し出てまいりましたが、「秘密情報の保護ハンドブック」というものも漏えい対策の観点から別途ございまして、こちらにつきましても、今回の管理指針の改訂等をにらみながら、今後、見直しをしていく必要があるかと考えておまして、事務的に作業を進めていきたいと考えております。

最後の点でございますけれども、営業秘密侵害訴訟における被害者救済に資する制度のあり方という点でございますが、こちらについても、営業秘密小委のほうで宿題事項となっておりますけれども、基本的には、平成30年の不競法改正におきましてインカメラ手続の拡充をさせていただきまして、こちらについては来年の7月1日施行予定となっております。

また、営業秘密の不正使用の推定規定に係る政令というものも制定をいたしておまして、こちらについては平成30年11月1日ということですので、つい先日、施行をされたということになっております。

こうした形で、これについても一定の手当て済みということで理解をしておりますけれども、営業秘密の平成27年改正の関連の規定につきましては、施行後、間もなく3年を迎えるということでありまして、こちらについても制度の実効性について今後も継続的に議論していく必要があるかと考えております。

以上、これまでの指摘事項を中心にピックアップをしておりますが、当然ながら、これに限るわけではございませんので、全般にわたって、将来的にこういったことも検討していくべきではないかといったようなご意見がございましたら、ぜひこの後ご示唆をいただければと考えております。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、皆様方から、中長期的なものも含めて、今後、検討すべき課題についてご意見をいただきたいと思いますが、まず、先に私のほうから一言申し上げますと、私自身が座長として「秘密情報の保護ハンドブック」の策定に取り組んでまいりまして、今般、営業秘密と並んで、この限定提供データ制度が導入されることになったことに鑑みますと、今後におきましては、オープン・クローズ戦略という形に基づいて、特許あるいは国際規格（デジュール・スタンダード）等々も視野に入れつつ、日本企業の競争力をどう高めるかという観点から、情報の取り扱い、利活用等々を含めた形で総合的な見取り図のようなものを前提に、秘密をとって情報の保護あるいは利活用のハンドブックという形で、企業の皆様により使いやすいものができればありがたいなということの希望を申し上げさせていただきます。

ということで、皆様方のご意見をいただけましたらありがたく存じます。

では、春田委員、お願いいたします。

○春田委員　今後のことということで、先ほどもデータの利活用の促進ということで話もございましたけれども、今回、こういった指針がいいものができて、本当に感謝しておるところでございますが、先ほど長澤委員からも話もございましたけれども、このデータの利活用の促進が進んでいくことは非常にいいことだと思いますが、その一方、データの利活用が促進されることと同時に不正データが流出していくことも十分考えられるのではないかなと思っております。3年をめどに見直しということでもありますけれども、その状況に応じて、3年とは限らず、このことによって余りにも多くの不正データが流出していたとか、そういった状況に応じて、適宜見直しをしていくことが重要ではないかという意見でございます。

また、営業秘密関係のところは、営業秘密の管理の方法が非常に多様化してきていると思っております。先ほども、その他の秘密管理措置のところ、就業規則や秘密保持契約において守秘義務を課すということもございまして、我々働く者としても、この営業秘密の守秘に対してもっと厳しい意識をもたなければいけないという認識はもちろんもっているところでございますが、それと同時に、守秘義務を課される側の立場、働く者としては、管理が多様化する中で、守秘のかかる対象者であるとか、守秘の範囲であるとか、その期間であるとか、そういったところを多様化する中できちんと明確にしてほしいと思います。明確にすることがきちんとした守秘につながるのではないかなと思っておりますので、その点も含めて、今後の指針に生かしていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひした

いと思います。

以上です。

○岡村委員長 大変重要なお指摘をありがとうございました。

では、杉村委員。

○杉村委員 私のほうから申し上げてお願いさせていただこうと思っておりましたら、岡村座長様からご提案いただきましたように、今回、指針を作成していただきましたが、これに加えまして、ハンドブック等の作成についても今後検討していただければと期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。前半の議論に出られなくて失礼いたしました。ハンドブックはいろいろな工夫を随所にされて、できるだけ具体的にわかりやすく書こうということが非常に察せられて、本当にありがとうございました。

それで、この議論の中では、とにかくデータがちゃんと流通すること、そして、ちゃんと管理しつつも、面倒くさくてよくわからないからデータはもう出さないでおこうというような気持ちになりがちなところを、どのように刺激するかというのがずっとテーマだったと思います。

その意味では、今回、具体例が出されたようなハンドブックは非常にいいと思う一方で、とつてもこの世界から遠い人からみると、やっぱりこのすき間はどうなるのかなと思うところもあります。また、そもそもこのすき間を探すまでもなく、ここの文章を読むのがなかなか大変だという気持ちがある人もいると思います。それで、ハンドブックを手に入れたり、知的財産や営業秘密とふだんから関与している、それ以外の人たちをターゲットにした場合にどうなるか、というような頭の働かせ方をこの先もしてガイドブックや、これ以外の形のものもつくる必要があるのだと思います。

そして、今出たご意見と同じになるのですが、今、3年前世の中がどうだったのかということをお考えすると、このデータをめぐる世界、AIをめぐる世界のスピードの速さには本当に驚きます。4～5年前は考えもしなかったようなことが、もはや普通の国民が普通に接するような状態になっているというこのスピードの速さの中で、この3年というのがどうなのかという気持ちもあります。

もちろん行政的なご負担もありますので、これを書く上で1年にしろとかというつもり

は全くありませんけれども、ほかの法律の基準に比べれば、はるかに世の中の進むスピード、対象者の広がりというものはずっと速いのだということを意識して、特に起こった問題に対処するという普通の法律の概念以上に、この法律が影響する人が倍々ゲームでふえていくという意識のもとに、そういった人たちにも届くような形で、今後、よろしく願いたいと思います。

○岡村委員長　私もそれは大賛成でございますので、私からもひとつよろしく願いたいと思います。

では、野口委員。

○野口委員　ありがとうございます。営業秘密に関しては、I o T、ビッグデータ、大きなフレームワークとして、日本企業の競争力を高める、この分野で日本企業の国際競争力を高める、ということが大前提にあつての議論であつたと理解をしております。

そういう意味で、今後、特に海外でいわれている議論で、営業秘密とセットで必ず問題になってくるだろうと思われることに、A Iの説明責任のようなものがございまして、海外ではとかくA Iはブラックボックスであつてどうなっているかわからないのが問題だと指摘されやすい傾向がございます。したがって、A Iの公平性はどうか、透明性はどうかという議論があつて、欧州ではどちらかというところ、これらの懸念を解消するためには、A Iのアルゴリズムをとにかくみんなにわかりやすいように何でも出せという議論になりやすい傾向があるようです。一番ひどい議論ですと、トレーニングしたデータも全部出せというところまで議論をしている部分もあつたりするわけでございます。

ただ、この場にいらっしゃる皆さんはご理解いただけると思いますが、そこ自体が各企業の営業秘密であり、競争力の源泉である部分もあるので、何もかもを出すわけにはいかないという問題があるわけです。そこが今後すごく大きなコンフリクトになってくるのだろうなという予感を覚えておるわけでございます。

そういう意味で、今後、説明責任というものと営業秘密とは一体どのように共存していくのかということが、非常におもしろいというか、難しい議論になってくるのだろうなと思つておりました。だからどうということではないのですけれども、引き続き注目しつつ、ぜひ知財室の皆様には、議論が偏った方向に暴走しそうなときにはくさびを打っていただくというか、そういうところも含めて、ぜひバランスをとっていただければなと思つております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。今おっしゃったのは、例えば、京大医学部の人間として申し上げますと、臓器移植の順番をA Iで決めるのが、「何で私が後なのだ」とかということが欧米でも問題になっていたりしていますので、そういう趣旨も含めておっしゃったのではないかと思います。

では、相澤先生、お願いします。

○相澤委員　ヨーロッパの個人情報保護は国内産業の保護のための制度として機能していますが、限定提供データがグローバルなデータ流通とどのように関連しているかを検討していく必要があります。日本は、全体が活性化しないといけないので、内国産業を保護しているばかりでは進まないと思いますので、そういう視点も含めた今後の継続的な検討をしていただきたいと思います。

営業秘密については、若干懸念があります。発展途上国等において内国産業の保護のために、外国企業を排除する手段として使うということもあります。グローバルな視点から、そういうことを念頭に置いて、日本企業あるいはその従業者を狙って営業秘密を使うということも、検討することが必要であると思います。

これは知的財産全体の問題ですが、個人情報とか環境とか、ヨーロッパはさまざまな手段を通じて内国産業の保護を図っていますので、知的財産もそういう内国産業の保護の手段にならないように、グローバルな視点で全体的な経済発展が行われるようにという視点で検討していただければと思います。

それから、パブリシティの保護制度がはっきりしないので、中長期的な視点で、検討していただければと思います。

○岡村委員長　ありがとうございます。

そろそろ時間的に迫ってまいりましたので、済みませんが、手短に1～2分ずつでお二人に、それで今日の審議を終えるということをお願いしたく存じます。

○池村委員　ありがとうございます。それでは、手短に。経団連の企画部会にてご説明いただいたときに、一つ注文としてあった点が、この2点目の「諸外国との連携を通じた……」というところで、今回の指針の英語版をつくってほしいという話がされました。そこまでは大変かとは思いますが、こういう指針を日本がつくったということをぜひ発信していただいて、我々産業界がグローバルなビジネスを行っていく上でこのような情報を有効に使わせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○大水委員 営業秘密に関してですが、今までの営業秘密はこうあるべきというようなタイプの営業秘密以外に、例えば、もう特許出願をしないで、むしろ営業秘密で守るべきだと。特許出願をして、それを特に権利行使が中国等でできないというような状況において、ある意味では企業の営業秘密を開示しているという状況になっているというのは、もうずっと前からいわれていることなのですけれども、そういった中で、企業もそろそろ積極的に営業秘密あるいは秘匿発明といった形での活動がふえてきていると思いますので、それを受け皿になれるような形での営業秘密の保護というものをもう一度考えるということからスタートしていただければと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

まだまだ議論は尽きないと思いますけれども、いただきましたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。

また、場合によりましては、直接、お電話などでご意見を知財室のほうから伺うことがあるかもしれませんが、そのときにはぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上で議事は終了となります。この不正競争防止小委員会を昨年7月に立ち上げてから計10回の会議を重ねてまいりましたけれども、本日、限定提供データに関する指針案についてご了承いただきましたことで、限定提供データの議論は一つの区切りを迎えました。今ご指摘がございましたように、データローカライゼーションとの関係でどうしていくかとか、どこまで不法行為地の管轄あるいは準拠法が適用されるのか等々、幅広い分野から必要な検討事項が山積の状態でございます。

ただ、今日は一つの区切りということで、皆様方のご協力でここまで来ることができましたということで、深く御礼を申し上げておきたいと存じます。

最後に、風木審議官よりご挨拶をお願いできればと存じます。

○風木審議官 岡村委員長、どうもありがとうございます。まさに委員長からご指摘がありましたとおり、これまで産業構造審議会の営業秘密の保護・活用に関する小委員会、不正競争防止小委員会につきましては、平成29年7月から10回にわたりご検討をいただきまして、これまで、この限定提供データの考え方、技術的制限手段の保護強化、営業秘密の推定規定の対象追加など、いろいろ成果を上げおりました、長期にわたり議論をいただきまして、大変感謝をしております。

これらの議論を踏まえて、経済産業省では、不正競争防止法の改正を実現いたしました。それから、営業秘密の推定規定の対象追加の政令改正も実現をしてきたということでござ

います。特に、本日まとまりました限定提供データの指針案については、これもWGに私も参加させていただきましたが、非常に詳細な事例を各方面からいただきまして、相当細かい議論をしていただきまして、大変な成果だと思っております。これまでのご尽力に大変感謝しております。

それから、本日既にご指摘が幾つかありましたけれども、成長戦略との関係は、これまで政府全体としても、特に最新のものであれば6月に閣議決定をした「未来投資戦略2018」がありますが、ここで第四次産業革命のもとで、データ駆動型社会で我々は勝っていくのだということで、まさにデータの利活用をしっかりとやっていくのだということを強調しております。これによって数々の社会課題を解決するとともに経済成長も果たしていくということで、国の方針としても定めておりますし、これをさらに推進していくということでもあります。

そうした中で、この限定提供データのガイドラインは非常に注目を集めておりまして、2つ観点があると思っております、まずは専門家、ここにおられる方を中心に、リーガルコミュニティも含めて、非常に関心が高い。そして、海外では、ああ、そんなことをやっているのかということで、何人かに聞くと、相当先進的な知的資産ということであるかなと思います。

それから、私自身は成長戦略を海外の投資家に話す機会がありまして、これは特にこの限定提供ガイドラインの考え方を1枚スライドを入れて説明するのですが、これも投資家からも非常に関心を集めています。第四次産業革命の中で、このビッグデータの扱いがどういう形で処理されるのかというのは今非常に注目を集めています。

そういう中で、先ほどの資料にありましたが、国会の附帯決議でも、海外としっかり議論するよということ、先ほども委員の方々からございましたが、この点はしっかりとやっていきたいと存じております。

したがって、本指針案については、本日ほぼご了承いただいて、今後最終的にパブリックコメントを実施いたしますが、中小企業や中堅企業の話もありましたし、海外も含めて、周知徹底を図っていきたくと考えております。

それから、先ほどまさにご指摘がありましたこのグローバルな視点のほかにも、技術革新の速さ、スピード感が大変重要で、我々もそこに非常にセンシティブティを感じながら、日々、状況を見て、必要な対応をしていくという構えでいきたいと思っておりますので、専門家の方々、委員の方々に今後ご指導をぜひよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

○渡邊知的財産政策室長　　先ほど岡村委員長からも既にご説明がございましたけれども、資料3、資料4―2につきましては、この後、事務局で修正を図った上でパブリックコメントを実施したいと思っております。

パブリックコメント終了後でございますが、内容の大幅な変更が生じるようなご意見がない場合には、その後、手続を進めさせていただきまして、そのまま公表をさせていただく予定としております。仮に内容の大幅な変更が必要な場合には、座長をはじめ委員の皆様にもご相談をさせていただきたいと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第10回不正競争防止小委員会を閉会いたします。

一区切りになります。改めまして、皆様の熱いご議論をありがとうございました。

——了——